

苗間距離 七寸四方
 苗 齡 滿二年生
 切 藁 置 四月七日
 施肥(薄*入糞尿) 五月六日 九月十日
 除 草 七月二日 八月五日 九月七日
 十一月二十日
 撒 水 植付當日より向三日間及八月七日之を行へり
 試験區數 二十八區
 成績調査月日 十一月二十九日

第一區 放任區
 植付苗數 81本
 現在苗數 23
 活着歩合 28.40%

赤枯罹病苗數 23本
 全 上歩合 100%
 被害輕重 極重
 藥液撒布回数 撒布せず
 苗木の伸長 0尺8寸1分 1尺2寸8分 1尺5寸4分
 1.69 0.93 0.94
 1.17 0.84 1.60
 1.20
 平均伸長 1.210

苗木の伸長測定日は十一月二十九日にして10本を測定す以下之に全じ
 備考 現在苗數とは十一月二十九日成績調査當日における苗木數を云ふ

第二區 ポルポウ液年三回撒布區
 植付苗數 84本

14区

現在苗数
 活着歩合
 赤枯罹病苗数
 全 上歩合
 被害軽重

49本(外ニ根切虫被害苗1本)
 58.33%
 6本
 12.24%

本區は6本の被害苗あり然れども其の被害極めて輕微にして幹部に及ぶものなく又枝葉も一段以上を害せず而も一段中の一小部分を侵すに止り特に被害稱すべき程のものなきなり

藥液撒布月日
 苗木の伸長

5月14日 7月7日 9月12日
 1尺6寸7分 0尺8寸2分 0尺7寸8分
 1.09 1.42 0.70
 1.52 1.61 0.97

平均伸長

1.47
 1.207

備考 茲に單にホルボウ液と稱するは硫酸銅百二十匁生石灰七十五匁(良好のもの)水二斗五升の割にて調製せしものを云ふ以下之に全じ

第三區

ホルボウ液年六回撒布區

植付苗数
 現在苗数
 活着歩合
 赤枯罹病苗数
 全 上歩合
 被害軽重
 藥液撒布月日

114本
 107本(外ニ根切虫被害苗1本)
 93.86%
 ——
 ——
 ——
 5月14日 6月12日 7月7日 8月11日
 9月12日 10月9日

苗木の伸長

1ヤ尺

1尺0寸2分 1尺4寸2分 1尺3寸1分

1.58 1.77 1.16

1.73 0.85 1.32

2.25

平均伸長

1.441

第四區

ふのり加用ホルドシ液年六回撒布區

植付苗數

108本

現在苗數

77本(外=根切虫被害苗2本)

活着歩合

71.30%

赤枯羅病苗數

全 上歩合

被害輕重

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

苗木の伸長

9月12日 10月9日

2尺0寸5分 1尺8寸5分 2尺1寸7分

0.83 0.98 1.31

1.07 1.61 1.35

1.95

平均伸長

1.567

備考

ふのり加用ホルドシ液は水一斗に付十匁の割にてふのりの溶液を混じたるものにして製造に際しては硫酸銅溶液中にふのり液を加へて一斗二升五合となし後第三桶に生石灰液と共に混合せしものなり。その目的は藥液の附着力を増大せしむる爲にせしものなり

第五區

ホルドシ液年五回撒布區

植付苗數

96本

現在苗數

69本(外=根切虫被害苗2本)

1ヤ尺

71.88%

活着歩合

赤枯罹病苗數

全 上歩合

被害輕重

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日
9月12日

苗木の伸長

1尺8寸1分 2尺3寸5分 1尺0寸5分

1.65 1.78 1.16

1.29 1.83 1.58

平均伸長

1.563

第六區

ふのり加用ボルドウ液年五回撒布區

植付苗數

108本

現在苗數

59本(外=根切虫被害苗3本)

活着歩合

54.63%

赤枯罹病苗數

全 上歩合

被害輕重

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日
9月12日

苗木の伸長

1尺1寸2分 1尺6寸2分 1尺7寸7分

1.02 1.40 0.93

0.96 2.07 0.91

1.86

平均伸長

1.366

第七區

ボルドウ液年四回撒布區

植付苗數

96本

73本(外=根切虫被害苗2本)

76.04%

現在苗数
活着歩合
赤枯罹病苗数

全 上歩合
被害軽重

薬液撒布月日

5月14日 7月7日 8月11日
9月12日

苗木の伸長

1尺4寸3分	0尺8寸9分	1尺0寸9分
0.68	0.75	1.15
1.52	1.50	1.18
0.79		
1.098		

第八區

ふのり加用ホルドゥ液年四回撒布區

植付苗数

108本

現在苗数

64本

活着歩合

59.26%

赤枯罹病苗数

全 上歩合

被害軽重

薬液撒布月日

苗木の伸長

5月14日	7月7日	8月11日	9月12日
0尺7寸7分	0尺6寸9分	0尺7寸9分	
0.76	1.45	1.32	
1.33	1.42	0.64	
1.12			
1.029			

平均伸長

第九區

ふのり加用ホルドゥ液年三回撒布區

植付苗數	114本			
現在苗數	32本(外ニ根切虫被害苗1本)			
活着歩合	28.07%			
赤枯罹病苗數	1本			
全 上歩合	3.13%			
被害輕重	輕			
藥液撒布月日	5月14日	7月7日	9月12日	
苗木の伸長	1尺4寸3分	1尺2寸6分	1尺1寸6分	
	1.12	0.72	0.67	
	0.65	1.39	0.81	
平均伸長	1.05			
	1.026			

第十區 放 任 地

植付苗數	104本			
現在苗數	21本			
活着歩合	20.19%			
赤枯罹病苗數	14本			
全 上歩合	65.67%			
被害輕重	重			
藥液撒布月日	撒布せず			
苗木の伸長	1尺0寸8分	0尺8寸5分	0尺9寸1分	
	1.02	1.52	1.18	
	0.89	0.38	1.21	
	0.85			
平均伸長	1.029			

第十一區

過石灰ボルドー液年五回撒布區

102本

66本(外=根切虫被害苗1本)

64.71%

植付苗數
現在苗數
活着歩合
赤枯罹病苗數

全 上歩合

被害輕重

藥液撒布月日

5月11日 6月12日 7月7日 8月11日
9月12日

苗木の伸長

1尺5寸3分 1尺3寸9分 1尺4寸2分

1.41 1.48 0.98

0.68 0.77 0.82

1.12

平均伸長

1.160

備考 本液は硫酸銅百二十々生石灰三百々水三斗五升の割にて調製せしものな

り

第十二區

放 任 區

植付苗數

103本

現在苗數

24本

活着歩合

22.96%

赤枯罹病苗數

21本

全 上歩合

87.50%

被害輕重

極重

藥液撒布月日

撒布せず

苗木の伸長

1尺3寸1分 1尺4寸1分 2尺0寸1分

0.98 1.02 0.93

1.11 1.42 0.75

平均伸長

1.06

1.200

第十三區

ふのり加用三十倍稀釋サソウ液年六回撒布區

植付苗數

102本

現在苗數

66本(外ニ根切虫被害苗1本)

活着歩合

64.71%

赤枯罹病苗數

66本(内一本ハ根切虫被害併有)

全 上歩合

100%

被害輕重

極重

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

9月12日 10月9日

苗木の伸長

1尺5寸1分 1尺8寸1分 1尺5寸2分

1.52

1.69

0.81

1.01

0.78

0.97

1.07

平均伸長

1.269

備考 ふのりは水一斗に付十匁の割合にて用ゆ

第十四區

ふのり加用七十倍稀釋サソウ液年六回撒布區

植付苗數

120本

現在苗數

47本

活着歩合

38.17%

赤枯罹病苗數

45本(内3本ハ根切虫被害併有)

全 上歩合

95.74%

被害の輕重

極重

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

9月12日 10月9日

苗木の伸長

1尺6寸8分	1尺2寸9分	1尺5寸3分
1.43	1.49	0.96
0.94	0.92	0.84
1.09		
1.214		

第十五區

ふのり加用百倍稀釋サソク液年六回撒布區

植付苗數 114本
 現在苗數 53本
 活着歩合 46.49%
 赤枯罹病苗數 46本(内1本の根切虫被害併有)
 全 上歩合 86.79%
 被害輕重 中庸
 藥液撒布月日 5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

苗木の伸長

9月12日	1月09日	
1尺5寸2分	1尺2寸1分	1尺3寸7分
1.35	0.62	0.32
0.83	0.63	1.44
0.71		
1.043		

第十六區

ふのり加用百二十倍稀釋サソク液年六回撒布地

植付苗數 96本
 現在苗數 42本
 活着歩合 43.75%
 赤枯罹病苗數 41本(内1本の根切虫被害併有)
 全 上歩合 97.62%
 被害輕重 重

1.20

薬液散布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

9月12日 10月9日

苗木の伸長

1尺1寸2分 1尺0寸8分 1尺3寸9分

1.07 1.14 0.86

1.06 1.25 0.62

0.58

平均伸長

1.017

第十七區

放任區

植付苗數

108本

現在苗數

21本

活着歩合

19.44%

赤枯罹病苗數

20本

全 上歩合

95.23%

被害輕重

極重

薬液散布月日

散布せず

苗木の伸長

0尺9寸9分 0尺9寸0分 0尺6寸1分

0.53 0.63 0.71

0.59 0.99 0.58

0.55

平均伸長

0.708

第十八區

ふのり加用硫化加里溶液年六回散布區

植付苗數

102本

現在苗數

30本

活着歩合

29.41%

赤枯罹病苗數

20本

全 上歩合

66.67%

被害の輕重

中庸

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

9月12日

苗木の伸長

0尺7寸6分 0尺5寸5分 0尺5寸2分

1.12

1.06

0.85

0.86

1.21

0.75

0.69

平均伸長

0.837

備考 水一斗に付硫化加里十五匁ふのり十匁の割にて調製す

製法は硫化加里を水に溶し、之にふのり溶液を加へ後不足の水を加へて一斗とす

第十九區

前年完全豫防苗に對し

ふのり加用ボルドゥ液年四回撒布區

植付苗數

114本

現在苗數

93本(外=根切虫被害苗1本)

活着歩合

81.58%

赤枯罹病苗數

—

全 上歩合

—

被害輕重

—

藥液撒布月日

5月14日 7月7日 8月11日 9月12日

苗木の伸長

1尺0寸5分 1尺7寸3分 2尺0寸5分

2.07

1.94

1.10

0.94

1.15

1.25

1.03

平均伸長

1.521

第二十區

前年完全豫防苗に對しふのり加用ボルドゥ液三年回撒布區

植付苗數	84本		
現在苗數	65本		
活着歩合	77.37%		
赤枯罹病苗數	—		
全 上歩合	—		
被害輕重	—		
藥液撒布月日	5月14日	7月7日	9月12日
苗木の伸長	1尺9寸7分	1尺6寸4分	1尺7寸7分
	1.68	1.07	1.04
	1.09	0.97	1.18
	1.17		
平均伸長	1.358		

第二十一區 前年完全豫防苗に對しふのり加用ボルドウ液年二回撒布區

植付苗數	71本			
現在苗數	53本			
活着歩合	74.65%			
赤枯罹病苗數	13本			
全上 歩合	24.53%			
被害輕重	極めて軽く幹を侵すもの二本他の九本は 枝葉の一部を侵し且三段以上の枝葉に及 ぶものなし			
藥液撒布月日	6月12日	9月12日		
苗木の伸長	2尺1寸7分	1尺0寸9分	1尺1寸3分	
	1.55	1.61	1.25	
	1.53	1.82	1.64	
	1.15			

平均伸長

1.494

(第二十二區乃至第二十四區の成績は之を省畧す)

第二十五區 過石灰ボルドウ液四年回撒布區

植付苗數

132本

現在苗數

85本(外ニ根切蟲被害苗1本)

活着歩合

64.39%

赤枯罹病苗數

—

全上 歩合

—

被害輕重

—

藥液撒布月日

5月14日 7月7日 8月11日 9月12日

苗木の伸長

1尺5寸9分 1尺6寸0分 0尺7寸4分

1.12 1.05 0.76

0.88 1.62 1.00

平均伸長

0.93

1.129

備考 本液は硫酸銅百二十匁 生石灰六百匁 水三斗五升の割にて製す

第二十六區 三斗五升式ボルドウ液年六回撒布區

植付苗數

270本

現在苗數

124本(外ニ根切蟲被害苗2本)

活着歩合

45.93%

赤枯罹病苗數

—

全上 歩合

—

被害輕重

—

藥液撒布月日

5月14日 6月12日 7月7日 8月11日

9月12日 10月9日

本區は粗植と密植との二箇所を有するを以て苗木の伸長は各別に測定せり

苗木の伸長

1尺x

1尺4寸0分	1尺9寸0分	1尺6寸5分
0.94	0.76	0.94
1.33	0.91	0.93
1.06		

平均伸長

1.182

(以上粗植の箇所) (七寸四方)

苗木の伸長

1尺5寸4分	2尺1寸3分	1尺3寸4分
1.72	1.02	0.85
1.50	1.88	0.88

平均伸長

1.047

(以上密植の箇所) (三寸五分四方)

備考 本液は硫酸銅百二十匁 生石灰七十五匁 水三斗五合の割にて調製す

第二十七區

前年完全豫防苗に對しボルドー液年四回撒布區

植付苗數

102本

現在苗數

99本(外ニ根切蟲被害苗1本)

活着歩合

97.06%

赤枯罹病苗數

全上 歩合

被害輕重

藥液撒布月日

5月14日 7月7日 8月11日 9月12日

苗木の伸長

1尺0寸0分	0尺8寸2分	1尺2寸8分
2.02	2.02	1.81
1.12	1.31	1.38
1.42		
1.418		

平均伸長

1.418

第二十八區 前年完全豫防苗に對しボルドウ液年三回撒布區

植付苗數	69本
現在苗數	48本(外=根切蟲被害苗1本)
活着歩合	69.57%
赤枯罹病苗數	3本
全上歩合	6.25%

極めて輕微にして一枝の一部を侵すのみ

藥液撒布月日 5月14日 7月7日 9月12日

苗木の伸長 2尺1寸8分 2尺2寸6分 1尺3寸3分

被害輕重	0.93	0.92	1.42
平均伸長	2.01	1.41	1.36
	2.05		
	1.587		

成績概観

(一) 設置の目的

豫防奨励上の基礎材料を得ると尙一面當業者の参考に資せんが爲設置せしものなり

(二) 成績

一、ボルドウ液撒布回数試験

本試験は

- (イ) 一年三回撒布區 (第二區)
- (ロ) 全 四回全 (第七區)
- (ハ) 全 五回全 (第五區)
- (ニ) 全 六回全 (第三區)

の四種を設置したりしが其結果第二區に於て只僅に被害ありしのみにして其他は些少の被害をも認めざりしを以て其如何にボルドウ液の効果の強大なるやを知ることを得べし

本試験の結果より観察すれば一年四回撒布以上のものは少しの病害をも認めざるを見れば一年四回の撒布にても効果あるが如きもこは尙試験を續行し之を確めざれば其の然るべきを斷言すること能はざるなり

然れども一年五回の撒布さへ實行せば其の効果の的確なるは獨り本試験園に於て之を明示せるのみならず郡内多くの實例に徴するも明なり

故を以て大正九年度に於ては年六回の撒布を奨励したりしも、大正十年度に於ては年五回にても可なる旨を廣く宣傳せんとす

二、ふのり加用ボルドウ液撒布回数試験

苗木にボルドウ液の附着力を増大せしめんが爲フノリを加用したるものを調製し之が撒布をなしたり而して本藥液も

(イ)、一年三回撒布區 (第九區)

(ロ)、全 四回全 (第八區)

(ハ)、全 五回全 (第六區)

(ニ)、全 六回全 (第四區)

を設置したりしが何れも些の病害をも認めざりき

然りと雖も普通ボルドウ液に比してヨリ以上其の効果の大なることを認むること能はざるなり尤も普通ボルドウ液年三回撒布區及ふのり加用ボルドウ液年三回撒布區に於てふのり加用のものは些の被害なきに比し普通のものに僅に侵害されたるを見るもこの被害は極めて輕微なるものにして單にこの点のみを以てして其の優劣を論ずる能はざるが如し、殊に又苗木の伸長に於ても或は又其の生氣に於ても藥液の相違により差異あることを認め得られざるなり

この故を以て次回に於ては普通ボルドウ液の有効回数たる年五回以下の回数即ち四回又は三回の撒布にても有効なるや否やを確めんとするものなり

之を要するにボルドウ液にふのりを加用するもせざるも本年の成績に於ては何等の差異あるを認むるを得ざりき

三、前年に於て完全に豫防を實施せし苗木に對しボルドウ液の撒布回数試験

前年に於て完全に豫防をなしたる杉苗即ち一年五、六回の撒布をなしたるものは次年に於て三、四回時には二回位の撒布をなせしのみにも被害を蒙らざるを郡内各地に於て認めたりしが、こは果してその然るべきや否やを確めんとし、前年に於て完全に豫防を行ひし杉苗に對し次の試験をなしたり

(イ)、一年四回撒布區 (第二十七區)

(ロ)、全 三回全 (第二十八區)

を設置したりしが年四回撒布區に於ては些の被害を認むべきものなく、年三回撒布區に於て僅々三本の輕微なる被害あるを認めたるのみなりき

即ち年四回の撒布をなせば些の被害なきを認め得られ殊に第四項に示せるふのり加用ボルドウ液を以て前年完全に豫防を實施せし杉苗に對し撒布を實行したるものはその三回撒布、四回撒布共に被害なきを示し(普通ボルドウ液とフノリ加用ボルドウ液とはその効果に於て差異なきは第二項に於て述べたるが如し)其他郡内各地に於ける實例に付て見るも前年に於て完全に豫防せし苗木に對しては一年四回の撒布をなせば僅

少の被害なきを確實にせり

次に一年三回撒布せる場合に於ても殆んど其の被害なく、第二十八區に於て僅に三本の而も輕微なる被害あるを示せるのみ。又第四項に記述せるフノリ加用ボルドウ液年三回撒布區(第二十區)に於ては些の被害をも認めざりき、其他多くの實例に徴するも殆んど其被害を認めざるより歸結せば即ち前年に於て完全に豫防をなせる杉苗は次年に於て年三回の撒布にても安全なるが如きも之を廣く宣傳するに付ては尙試験の續行をなし其結果を見んとす

以上之を要するに前年完全豫防苗に對しては一年四回の撒布をなせば十分なることを示せるものにして豫防奨励上多大の參考材料を得たるものなり

四、前年に於て完全に豫防を實施せし苗木に對しふのり加用ボルドウ液の撒布試験

本試験は次の三區を設置したり

(イ)、一年四回撒布區 (第十九區)

(ロ)、全 三回全 (第二十區)

(ハ)、全 二回全 (第廿一區)

而して普通ボルドゥ液とフノリ加用ボルドゥ液の差異は本試験に於ても亦之を認むること能はざりき

本試験に於て被害を蒙むりしは第二十一區に於て二四、五三%の罹病歩合にして之により察すれば一年二回の撒布にては不十分なることを示せるものなり

之を要するに本試験に於ても年四四の撒布をさへなせば完全に豫防し得らるゝを示せり、(三回撒布のもの又被害なかりしもこは尙試験を續行せんごす)

五、サンソウ液濃度試験

サンソウ液の効果を知らんが爲前年に引續きその濃度試験をなしたり

(但しフノリを加ふ)

- (イ)、三十倍稀釋液年六回撒布區 (第十三區)
- (ロ)、七十倍 全 上 (第十四區)
- (ハ)、百 倍 全 上 (第十五區)

(ニ)、百二十倍全 上 (第十六區)

右の結果

三十倍區	一〇、〇〇%
七十倍區	九五、七四%
百倍區	八六、七九%
百廿倍區	九七、六二%

の被害あるを示し殆んど其効果を認むること能はず

然れども放任區の被害激烈にして殆んど青色の部分止めざるに比すれば本四區は梢端に多くの青色を存するを見るを以て、サンソウ液の効果も多少これを認められざるに非るも、苗木を利用し能はざる点に於て放任區と全一なり

而して輕重の程度は三十倍液、七十倍液最も激烈にして百倍液、百二十倍液は前二者に比し其程度大ならざるを示せり

即ち後二者は前二者に比し其の梢端に青色の部分多きを示せり(百倍液撒布區は罹病

歩合及被害程度共に最小なりき

之を要するにサンソウ液は獨り本年に止らず前年に於ても其の効果殆んど認められざりしを以てサンソウ液は赤枯病豫防上其の効果なきものと認め明年度に於てはこの試験を廢止せんとす

六、過石灰ボルドウ液撒布試験

近來ボルドウ液は硫酸銅に對し生石灰の量を多量としたるもの即ち過石灰ボルドウ液を用ふるがその効果大なるを唱導せらるゝを以て杉苗赤枯病豫防上その成績を知らんが爲

- (イ) 過石灰ボルドウ液年五回撒布區
- (ロ) 全

硫酸銅	二百二十匁
生石灰	三百匁
水	三斗五升
硫酸銅	二百二十匁
生石灰	六百匁
水	三斗五升

の二區を設置し試験をなしたりしが其の結果何れも被害を認めざりき之を要するに本液も其の効果あるを認むるも普通ボルドウ液に比し何等の差異を認むる能はざりしが、明年度に於ては本年より一、二回少き撒布回数の下に其試験を續行

せんとす

七、硫化加里溶液撒布試験

園藝作物の病害豫防に用ひらるゝ硫化加里は只之を冷水に溶解すれば足り調製上多大の勞力と時間及器具、燃料等を節約し得らるゝを以てもし杉苗に對しても有効ならば誠に喜ばしきことなるを以て

フノリ加用硫化加里溶液年六回撒布區 (第十八區)

を設置したりしが其の結果六六、六七%の被害あるを見たり

而して之をサンソウ液に比すれば其の罹病歩合少きと尙且被害の程度はサンソウ液中の最も其被害の輕少なりし百倍稀釋液撒布地に比するも尙輕微なりき

然れども豫防上完全なる目的を達し得られざりき

本試験は明年度に於てはその濃度を高め年五回以下の回数に於てその試験を續行せんとす

八、三斗五升式ボルドウ液撒布試験

果樹園藝上の病害豫防に使用するボルドゥ液は普通三斗五升式にして而も其の効果大なるを以て之を杉苗に利用し如何なる結果を示すや試験せんが爲

三斗五升式ボルドゥ液撒布試験 (第二十六區)

を設置したりしが其の成績頗る顯著にして些の被害なく、二斗五升式ボルドゥ液に比して何等の遜色なきを示せり

他の放任區、サンソウ液撒布區、硫化加里溶液撒布區の慘害あるに拘らず、三斗五升式撒布區の青々たるを見ればその効果の絶大なる殆んど疑ふ餘地なきが如しと雖も尙試験を續行し以て確たる成績を見んとす(但し二斗五升式の有効回数たる年五回以下の撒布回数に於て之を知らんとするものにして、例ひ三斗五升式が有効なりとするも實際赤枯病豫防上最も經費を多く要するは藥品に非ずして、勞力なるを以て五回以下の撒布回数に於て有効ならざればその効薄しと知るべし

備考

ボルドゥ液の撒布は常に赤枯病の豫防上大効あるのみならず其の伸長を促進し生氣を

増大する上に於て多大の貢獻あるを示すものなり、即ちその撒布回数試験に於て回数の多少により之を認め得らるゝものにしてこは明にその伸長測定に表るゝ所にして又苗木の生氣はその撒布せざるものゝ青色部分及撒布回数の少きものは葉色霜に逢ひて赤褐色を呈するに拘らず五・六回撒布のものは枝葉の擴張強大にして何れも今尙青々として見る者をして驚かしむ

尙又苗木の活着歩合に於てもその撒布回数の多少に比例して成績を表せり

八、杉苗赤枯病豫防獎勵規程の改正

大正八年五月發布したる規程は改正の必要を生じたる爲改正の上次の如く之を發布す

○奈良縣吉野郡告示第七號

大正八年三月吉野郡告示第一五號杉苗赤枯病豫防獎勵規程ヲ左ノ通り改正ス

大正十年三月二十二日

奈良縣吉野郡長 和田 常 太

杉苗赤枯病豫防獎勵規程

第一條 杉苗赤枯病豫防ヲ勵行スル爲メ本規程ヲ遵守シ豫防ヲ實行シタル者ニ對シ

左ノ獎勵金ヲ交付ス

- 一、二年生苗圃 一反歩ニ付 金五圓以内
- 一、三年生苗圃 一反歩ニ付 金拾圓以内

前項二年生ト稱スルハ第一回移植後ヨリ第二回移植迄ヲ云ヒ三年生ト稱スルハ第二回移植後ヨリ山行迄ヲ云フ間作又ハ疎生セルモノニ在リテハ郡長ノ見込ニヨリ獎勵金額ヲ減ズルコトアルベシ

第二條 豫防實施ノ方法ハ左ノ方法ニヨリ二斗五升式ボルドウ液ヲ撒布スルモノトス

- 一、各苗齡共五月ヨリ九月迄ノ期間ニ於テ四回以上
- 一、撒布量ハ二年生苗一反歩ニ付一回一石以上三年生苗全二石以上トス

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ノ届書ヲ各撒布一週間前ニ

町村役場ニ提出スベシ

町村長前項ノ届書ヲ受付ケタルトキハ郡長ニ進達スルト共ニ其現場ニ立會

監督スルモノトス

第四條 本規程ノ定ムル所ニヨリ豫防實施完了ノ上ハ十一月末日限リ第二號様式ノ

申請書ヲ町村役場ニ提出スベシ

町村長前項ノ申請書ヲ受付ケタル時ハ之ニ證明ヲナシ郡長ニ進達スベシ

第五條 町村大字又ハ豫防組合等ニ於テ部内一定ニ豫防ヲ行ハントスル時右ニ準ズ

但シコノ場合ハ全部ヲ取纏メ代表者ヨリ郡長ニ提出スベシ

附 則

第六條 本規程ハ大正十年四月一日ヨリ施行ス

第一號様式

杉苗赤枯病豫防施行届

施行月日	第 回	苗 齡	反 別	地 番	小 字 名	大 字 名	氏 名

(備考) 各苗齡毎ニ取纏メ記載シ且各小計ヲ施シ置クベシ

右ノ通り杉苗赤枯病豫防施行致スベキニ付此段及御届候也

年 月 日

住 所

施行者(部内一定ニ行フトキハ代表者) 氏 名 印

郡 長 宛

第二號様式

杉苗赤枯病豫防完了ニ付獎勵金交付申請

撒布回数	苗 齡	反 別	地 番	小 字 名	大 字 名	氏 名

(備考) 各苗齡毎ニ取纏メ記載シ且 小 字 名

右ノ通り杉苗赤枯液豫防完了致候ニ付相當獎勵金御 交付相 度此段及申請候也

年 月 日

住 所

施行者(部内一定ニ行ヒタルトキハ代表者) 氏 名 印

郡 長 宛

右ノ通り施行相違無之此段證明候也

年 月 日

右

町村長 氏 名 印

(B)、主なる村當局に於ける杉苗赤枯病の防除に關する施設

以上記述せる所は郡當局施設の大要なれども、茲に直接杉苗赤枯病の猛威に惱され具に

その苦楚を嘗め幾多の辛酸を経て現に施行しつゝある二、三村當局の防除に關する方策を
 概述すれば次の如し

一、上北山村

本村は下北山村、川上村と共に最も早く赤枯病の侵入を受けたるものにして之れが爲に
 蒙りたる損害實に莫大なり、由來本村の林業は初期時代にして今尙廣漠なる天然林を有し
 これを伐採して其跡地に杉檜を植栽しつゝあるものにして一朝植栽の中止を見んか其損害
 實に大なるものあり即ち本村は各大字共巨額の區有金を有し其廣き區有天然林を杉檜
 の人造林に更新するが爲に要する費用の一切はこの區有金の利子を以て充つるものにして
 、數年前財界不況を呈し勞働事業の欠乏せし際に於ても本村はこの植林事業を有するが爲
 毫も其餘波を蒙むる事なく勞働者中一人として生活難を訴へたるものなきなり、
 然るに杉苗赤枯病の侵入は直ちに苗木植栽の中止となり其悲況多大なるものありて全村を
 震憾せしめたるは蓋し當然の歸結たるなり

茲に於て村當局も由々敷大事なりとして之が防除の手段を講ずる事となり大正六年度以降

郡の指示に従ひ種々の方策を巡せり、これが爲大正四年頃より受けたる大慘害も、大正六
 年度以降は殆んど其被害を認めざるに至り林業状態は舊に復し村民始めて愁眉を開くに至
 れり

今次に現今實施しつゝある防除の手段を記述すれば次の如し

杉苗赤枯病驅除豫防の完全を計らんが爲には赤枯病に對して些の理解をも有せざる當業
 者に對し自發的に之れが防除を強ふるは木に依て魚を求むるの類にして其實行を望み得ざ
 るは止むを得ざる所なり、本村はこの自明の理により赤枯病の驅除豫防は當分の間之れを
 村自ら施行することとし總ての計劃を立てたるものなり

一、害虫驅除豫防委員の設置

赤枯病驅除豫防の敏捷を計らんが爲明治三十九年八月奈良縣訓令第三十號により役場内
 及村内四大字を通じ六人の害虫驅除豫防委員を設置し該委員をして人夫を督し常に部内
 の驅除豫防に従事せしむることとしこの委員及人夫の費用は全部村費を以て之れに充つ
 る事となせり

一、技術員の設置

赤枯病の驅除豫防を計らんが爲には一方村費を以て其防除を計ると共に他方に於て當業者をして防除をなさざるべからずとの自發心を喚起せざるべからず然らざる時はいつまでも其依頼心を放棄せざるを以て當業者の覺醒は得て望むべからず、而して當業者をして自覺心を養成せしむる方法として村に専門技術員を置き不斷村内を巡視して實地に付當業者を指導せしむる事とせり、尙技術員はこの外害蟲驅除豫防委員、人夫等を指導督勵して驅除豫防の完全を計りつゝあるなり

一、苗圃臺帳の備付

村は曩に郡より指示せる如き苗圃臺帳を備付け驅除豫防の參考に資すると共に、郡に補助金申請の便とせり

而して苗圃臺帳の作製は驅除豫防委員并に技術員をして之れが調査をなさしめて、驅除豫防委員にも其部内の苗圃臺帳を携帯せしむ

一、赤枯病豫防に要する藥劑及噴霧器の備付

赤枯病豫防に要する藥品噴霧器等は頗る多量にして又之の購入を當業者に委するが如きは到底其實行を見る能はざるを以て村は本年度中に要する藥品の豫定量及各大字二箇宛の噴霧器を村費を以て購入し之を各驅除豫防委員に交付し使用せしむることとせり

一、驅除豫防の實行

(イ) 驅除の實行

大正四年初めて赤枯病の慘害を蒙りたる年に於ては村當局は村費を以て人夫を雇入れ吏員各大字に出張して一々被害苗木を引抜き之を燒却せしめしものなるが現今は豫防の完全なる結果殆んど被害苗を認めざるももし之を發見する時は豫防中と雖も驅除豫防委員及作人は常に注意して之を驅除し尙又秋季豫防終了後に於て驅除豫防委員及作人は日を期して一齊に被害苗の驅除を行ふものとす

(ロ) 豫防の實行

豫防は前既に畧述せる所により各大字に設けたる驅除豫防委員をして豫め定めたる期日に人夫を督して實施するものにして村は常に吏員を派し、之を督勵して其萬全を期

しつゝあり

一、驅除苗木の補償

驅除苗木に對し補償を行ふは村全体には非るも、或大字に於ては區費を以て凡そ時價に對する半額位の補償を與へて損害の輕減を計りつゝあり

二、下北山村、川上村

両村共殆んど上北山村の施設と同じきも只専門技術員を設置せざると、驅除苗木に補償金を與へざるの差あるのみにして驅除豫防に要する一切の費用は之れを村費より支出せり

三、天川村、大塔村

両村は大正五年頃より赤枯病の被害を蒙りつゝありたるが大正八年三月に於て吉野郡告示に基き一齊強制驅除を行ひ同年夏期に於て下北山村、川上村と同一の方法により極力豫防の實行をなしつゝあり

四、高見村、四郷村

両村中高見村は藥品、噴霧器の全部及人夫の一部を村費より給し豫防の實施は當業者をして之に當らしむるものにして村は時々吏員を派し督勵しつゝあり
四郷村は藥品の全部を村費より支給し他は全部當業者をして之に當らしむるものなり

第二節 郡有林の經營

自治體の基礎を鞏固にし日進月歩其事務の増加に伴ひ益々膨脹せんとする經費を税金外に於て裕かならしめんことを期するは洵に地方制度の大主眼にして急務なりとす
本郡夙に茲に着眼し明治三十一年郡制實施の初めに當つて基本財産の設定を企畫せり而して基本財産として經營すべきもの種々ありと雖も本郡の各種事情に適するは森林の造成に如くはなし故を以て明治三十一年度より向ふ十ヶ年間毎年度反別十町歩杉檜苗十萬本宛十ヶ年間百町歩百萬本の造林をなすの計劃を立て郡會に提出して其議決を経爾來其實行をなし明治四十年度を以て植栽を終れり

右は主として本郡將來事業施設の資を造り一面範を町村に示して町村基本財産又は學校基

本財産として造林奨励督促せり、而して郡有林は本郡中林業の最も發達せる川上村を撰び大字井光に設置せるものにして今後年と共に大なる利益を見るべきなり
今郡有林の地上權設定に關する方法を示せば次の如し

地上權設定方法

- (一)土地所有者 吉野郡川上村大字井光
- (二)年限は立木一代限とす
- (三)地代は實測反別一町歩に付金貳拾圓と定め一ケ年十町歩宛即ち總反別百町歩を十ケ年間に引渡を受くるものとし毎年度の地代は六月、十二月の兩度に之を支拂ふものとす
- (四)郡の都合により數十町歩を一時に植込み又は數町歩を減じ植込む時は其反別に應じ前項の例により地代の支拂をなす但し一ケ年以上事業を休止する時は其の年の地代は之を支拂はざるものとす
- (五)立木間伐皆伐の都度其賣上代金の百分の五を歩口金(俗に山守賃と云ふ)として郡より

土地所有者に支拂をなすものとす

(六)運搬に要する通路は郡に於て適宜新設をなすも所有者は異議を唱へざること 但し本項の場合に於ては豫め之を村長に通知するものとす
今殖林及手入の費用明細を示せば次表の如し

立木ノ部

所在地	地目	設定反別	植林年度	植林反別	郡費支出高	摘	要
吉野郡川上村大字	山林	貳百貳拾四町四畝歩ノ内	全 三十二年	拾町歩	千四百拾壹圓參錢	杉六万三千本 檜二万七千本 三十二年四月迄植込	
上村大字			全 三十三年	拾町歩	貳千七拾九圓八拾七錢參厘	杉六万三千本 檜二万七千本 三十四年三月迄植込	
碓五百十			全 三十四年	拾五町歩	貳千貳百六拾壹圓拾八錢貳厘	杉十萬八千本 檜二萬七千本 外ニ補植込 四千本(各二千本) 三十五年三月迄植込	
五番地			全 三十五年	拾町歩	壹千七百參拾壹圓九拾參錢貳厘	杉七萬六千九百四十本 檜三萬一千五百本 植込 三十六年三月迄植込(外ニ補植込 一萬八千四百四十本)	
字笹野			全 三十五年	拾町歩	壹千七百參拾壹圓九拾參錢貳厘	杉七萬六千九百四十本 檜三萬一千五百本 植込 三十六年三月迄植込(外ニ補植込 一萬八千四百四十本)	

本郡は二十五個の町村大字數三百六にしてその包有する部落有林野臺帳面積二万〇七百

第三節 部落有林野の整理統一

計	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年
百參町六段 五畝貳拾步							
貳萬參千五百四 圓七拾四錢	八百貳圓四拾錢	六百五拾八圓六 拾錢	六百拾七圓八拾 錢	八百拾壹圓五拾 貳錢	六百七拾四圓八 拾參錢	五百七拾貳圓七 拾六錢	六百六拾八圓參 拾錢
見積價格拾參萬圓	全	全	全	全	全	全	全

大正元年	全四十四年	全四十三年	全四十二年	全四十一年	全四十年	全三十九年	全三十八年	全三十七年	全三十六年
					參町六段 五畝貳拾步	拾五町步	五町步	拾五町步	拾町步
參百九拾四圓七 拾貳錢	四百九拾七圓五 拾錢	五百五拾四圓七 拾六錢	七百八圓四拾錢	壹千七拾四圓五 拾貳錢	千貳百七拾四圓 七拾五錢參厘	壹千七百四圓八 拾五錢	九百六拾四圓九 拾七錢六厘	千六百拾六圓拾 九錢四厘	千六百四拾五圓 拾錢
全	全	全	全	修理費	前年植補植杉檜一 万二千本及修理井 二紀念石設立共	杉九万本檜五万本 四十年三月迄植込 (外二杉三千本檜 二千本補植)	杉三万一千五百本 檜一万三千五百本 三十九年三月迄植 込(外二九千本補 植)	杉九万四千五百本 檜四万五百本植込 三十八年三月迄植 込(外二六千本補 植)	杉六万七千五百本 檜二万二千五百本 植込三十七年三月 迄植込(外二五千 本補植)

八十五町歩この實地推定面積約十萬町歩に達す、而して該林野中野迫川、大塔、天川、十津川、下北山、上北山等の諸村に於ては千古未だ嘗て斧鉞の入らざる原生林を有し、輓近學界に於てその眞價を認めらるゝに至れる天下に誇るべき名山もこの部落有林野中に存在せること多きは洵に本郡の權威たらずんばあらず、これ等の原生林中の一部は之を保存すんとするものなるも、本郡極北部吉野川沿岸における部落有林野の現状は僅に人工造林の實施せるを見るも概ね荒廢して雜草荆棘を生せるか、或は全く岩骨を表す秃山を見るなり。而してこれ等の荒廢せる部落有林野を整理經營するは極めて必要の事なるを以て居常之が整理統一に努めつゝあるも蓋し容易にその萬全を期すること能はざるは遺憾の至りなり。郡内部落有林野中には資本家の需に應じ地上權制度により造林個所あるもこれ完全の策に非ず、中には私擅地上權處分をなして往々係争のものあり。或は又部落有の惡弊として甚だしきは個人の共有物の如く思惟し亂暴なる林産物の採集をなし或は又私擅開墾をなす等その不整理甚しきを以て、之が整理統一の爲大正五年度より專任郡吏員一名を置き惡弊の矯正に努め之をその町村に統一し以て基本財産の造成を圖り一面部落的觀念を打破すると

共に積年の弊風を芟除すべく、屢々訓示、通牒を發し或は又諸種の會合を利用して大いに之が必要を宣傳し或は又町村當局をして之が實行を町村是の一に加へしむる等、極力その普及を促せしを以て今や大いにその機運に到達し既に統一を見たる個所多く尙又然らざる町村にありても之が實行に向つて銳意計劃中にあるを以て之が完成の曉は直接間接莫大なる利益を擧げ得べしと信ず

因に大正五年以降部落有林野の整理統一を遂行したるは白銀、賀名生、野迫川、下北山、上北山の五ヶ村にして見込反別三千町歩以上に及び尙大塔、野迫川の二村は全村の統一を企圖し近くその完成を見るべき豫定なり

第四節 森林組合の設置獎勵

森林組合は一地區内の森林所有者が相共同して一定の方法により森林の保護利用を圖らんが爲め一部の強制を以て結合する組合なり。抑も森林は之を合理的に施業せんとせば常に少からざる固定資本を要し、而も資金の回收は極めて遅々たるものなれば割據的に小面

積の森林を所有せる薄資者に在りては能く其の經營を全ふする所にあらず、換言すれば林業を合理的に經營せんとするには大面積の地を以て最も之に適するものと謂はざるべからず。然るに現時我國林業界の状態を通觀するに理想的に林業の經營を爲せるものは實に曉天の星晨も曇ならず由來私有林の多くは各種の原因に依り過少に分割せられ従つて林業の大多數は小資本家の手によりて不規律なる經營に委せらるゝか否らざれば自然に放任せられ巨多の貨物は空しく林中に募珍せらるゝもの少なからず、斯の如きは單り國家經濟上の不利なるのみならず之を國土保安の點より觀るも轉た寒心に堪わざる所なり然れども此等は個人經營上實に己むを得ざる結果にして徒らに之が造林又は土工を勸奨するも其收支相償はざるに於ては決して善良なる効果を期待し得べきものに非るなり。故を以て現行森林法は特に此点に着眼し其の合同經營を必要とするものにおいて森林組合を組織して之を經營するの途を啓き之に特別の保護と特別の監督を加へ森林事業の發達を促すと共に國土保安の實を擧げんとするに在り而して之れが事業に必要な資金に就ては特に政府より低利資金の貸出の途あり其償還年限は三十ヶ年を限度とせる年賦償還法により利率は參萬圓

以上は年五分八厘、參萬圓未滿は六分參厘なり

我吉野林業地の如く大小多數の森林相錯綜せる所に於ては森林組合設置の必要痛切に感せらるゝを以て之が設置の奨励は極めて必要なるを以て直接その任に在る縣は大いに努力せらるゝ所にして郡も亦之の意を體し縣と共に之が設立を慫慂しつゝあるなり

今次に本郡における森林組合の概況を述べん

一、北今西施業森林組合

大正四年九月の設立にして木材の利用并びに造林を目的とし目下林道并びに鐵索道を敷設し野迫川村大字北今西の施業地より和歌山縣伊都郡高野山上に連續して木材の搬出をなしつゝあり。その施業區域約三千町歩に及ぶ

二、高原土工森林組合

本組合は吉野郡川上村大字高原の山林一地區凡そ一千町歩を以て組織せるものにしてその目的は林道を開鑿し延長凡そ六十町の木馬道を設けて縣道上市木ノ本線に連續せしめ専ら間伐材の利用搬出に勉めつゝあり

第五節 竹林の奨励

樽丸製材の激増その他本郡に於て極力奨励しつゝある養蠶の勃興に伴ひ竹材の需要は益々激増を來せり然るに供給之に伴はず材價は未曾有の高額を示して底止する所を知らず需要者の困憊大なるものあり

一方竹林は本郡の土地氣候に適し竹林面積又百五六十町歩に達し合理的の經營をなす時は大なる生産を見るものなるに本郡目下の竹林經營狀況は全く粗暴極れるものにして一の肥培手入を行へるを見ず殊に笑止に堪わざるはすべての作物は肥培手入をなさざるべからざるに獨り竹林は然らず之を全然放任するも生産を上げ、これほど結構なるものはなしとて施肥手入の行はざるは勿論偶々林内の下刈をなすも之を田畑に持ち行くの狀にして虐待も極れりと云ふべしこれ然れども前記の如く全く肥培手入の必要なしと誤信せる結果にして竹林經營の奨励は先づ以てこの誤謬せる觀念を打破せしめ竹林も作物の一なり肥培手入の必要な他の作物と撰ぶ所なしとの精神を附與せしむるを以て先決とす

本郡の竹林所有者がこの精神を以て既成竹林の肥培手入を行ふに於てはその生産を倍加す

るは易々たることにして敢て新植の必要を見ずして需給關係を圓滑ならしむるは勿論なり茲を以て郡は既成竹林の改良に努力することとし大正六年二月竹林奨励方法の良好を以て聞ゆる福岡縣に技術者を派して詳細縣郡當局の奨励方法を調査せしむる所ありたり而して郡會に要求して大正七年度よりその奨励に着手することとせり

その方法は竹林栽培の先進地京都府乙訓郡より實地堪能家小山貫一郎氏を聘して郡内十二ヶ町村に於て竹林改良に關する講演會を開き又大正八年に於ては同郡より畑彌三郎氏を煩して前年と同一町村に於て竹林改良の實地指導講習會を行ひ何れも多大の効果を收め竹林改良の必要を感せしめたり

尙又郡農會に於ては模範竹林を設置して當業者に其の範を示し或は又大正八年度に於ては郡内より七名の竹林業者を撰抜して郡費より補助を與へ主任者引率の下に乙訓郡地方の竹林經營を詳細視察せしめ竹林改良の必要を痛切に感せしめたり。これ等の視察者は近く自己の竹林の改良に着手し範を地方に示しよく一般の改良を促すや必せり

尙大正九年度以降に於ても先進地視察、模範竹林の増置其他一ヶ所數日間の改良實地講習

會の開催等をなして大いに本郡竹林の生産増加を計らんとするものなり

二二三

第七章 大和山林會の山林實測

森林の樹木を伐採するの目的を以て買賣するは普通行はるゝ所なるも直に採取するの目的に非ずして土地と分離して林木のみを賣買し又は債權の擔保に供することは地方によりては古より行はれたる慣習にして現に我吉野郡に於ては其慣習寶永の頃より引續き數百年間行はれ來りたる所なりとす而して維新前に於ては森林に於ける樹木の賣買質入書入は土地賣買の場合と同じく庄屋年寄百姓代組頭肝煎等に於て奥書をなし維新後にありては年番什長又は總代用掛等に於て奥書を爲したり戸長副戸長を置くに至りても従前の通戸長に於て奥書を爲したりしが明治十年五月當時の縣令は立木等の賣買及質入書入を戸長に於て公証するの制規なきの故を以て戸長の奥書を否認したる結果一旦其制度は廢滅に歸したりしも同年十一月に至り縣令は立木のみを賣買抵當質入は村總代等是れに加印し且立木の臺帳

一部を村總代に備へ置くべきことを令し自ら立木に關する舊慣を認むるに至れり然るに明治十八年十月に至り縣知事は立木賣買証書等に戸長公証を爲し來れるも成規外にして畢竟無効なりとし再び舊慣を否認したり爲に林業家大に之を遺憾とし更に從來の舊制を恢復せんことを企て屢々知事に請願したり知事も亦數百年來の舊慣を一朝に打破するに忍びず司法大臣に稟申したりしが幸に其容るゝ所となり明治廿三年十二月司法大臣は縣知事に對し森林の樹木を直に收去するの目的にあらずして賣買し又は立木の儘質入書入となすときは不動産として登記を請ふことを得べき旨訓令すると同時に奈良地方裁判所長に立木登記取扱心得方を訓令せられたり爾來土地と立木とは別々に之を登記することを得立木所有者は安全に自己の財産を管理處分するを得たりしが明治三十一年新民法施行せられ三十二年に至り不動産登記法の施行せらるゝに及んで訓令の効力は法令の効力に對抗すべからず遂に立木登記の途杜絶したるのみならず從來の登記も亦無効に歸するに至れり現行民法の解釋に従へば森林の樹木は民法の所謂土地の定着物にして土地より分離して獨立の處分を爲すこと能はず之を賣買し若くは債權の擔保に供するも不動産登記法に依りて登記するの途な

二二三

く随つて第三者に對抗することを得ざるものとす爾來吉野郡に於ては森林の樹木のみを賣買し又は之を債權の擔保に供するに當りては故らに地上權を設定し立木を賣買せんとするには地上權賣買の方法を取り立木を擔保に供し以て資金の融通を得んとするには地上權買戻約款付賣買或は地上權擔保の形式を採り之を土地登記簿に登録して以て其需用を充しつゝありしなり然れども地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲其土地を使用する權利(民法第二六五條)にして地上權の處分の効力が果して地上の樹木に及ぶや否やは法律上の疑問たり

右述ぶるが如く法律の保護薄弱なるの結果銀行業者も是れに對して貸出を爲すを危慮し唯々僅に身元確實なる保証人ある場合に限り多少の融通を試みるものあるに過ぎず隨て其賣買價格若くは擔保價格は甚だ低廉なるを免れず

抑も林業は各種の産業中資金の回収期間最長きものに屬し數十年乃至百數十年の經過を俟たざるべからざるものあり是れ長期の自然力を要素とする斯業の性質上己むを得ざるものなるも經濟的事業としての一大弱点にして林業が他の産業に比し其發達の遅くるゝ所以な

らんか、然れども前既に述べたる如く吉野郡に於ては借地林業行はれ爲に其制度の發達と又森林の樹木を土地と獨立に賣買又は書入を爲すことを得る慣行とにより今日の如く林業の發達を見るに至りたり然るに前述の如く民法の改正に伴ひ此慣習を滅却して土地と共にするにあらざれば其賣買抵當を認めずとせば吉野林業に取りては由々しき大事なるは言を俟たず斯の如きは寔に法律の不備にあらずして何ぞ家屋と同じく樹木も亦登記をなし其賣買讓渡を圓滑ならしめ特に之を債權の擔保に供するの途を講ずるは一般林業家の大なる福音に非ずして何ぞや爰に於て乎 縣下重なる林業家并本郡有志者に於ては是れが救濟策を講せんとて爾來種々の方法により數次の協商を重ね其結果其筋に對し度々陳情書を提出し尙明治三十四五年頃よりは度々上京して其筋の關係者に交渉を重ねる等種々の方法により是れが法規の發布を要請したる結果漸く明治四十二年四月に至り法律第二二號を以て立木に關する法律發布せられ其翌年四月に司法省令第五號を以て立木登記規則發布爰に初めて完全なる登記方法制定せられたり而して此法律の實施準備としては地上權林地の測量をなし圖面を作ること一面には地番反別立木數量樹齡材積并登記番號存續期間等を記載せる

立木臺帳を調製するの二者なりしが其事業は政府事業としては絶対に行はれ得られざるに
より是非共民業として作製せざるを得ず而して地上権者一々實測をなすが如きは甚だ不經
濟且不便多き爲め大和山林會に於ては費用は各地上権者の負擔にて此臺帳實測圖調製の事
業を引受くることとなり明治四十二年十一月に關係最深き吉野郡に大和山林會出張事務所
を設け爾來全事務所に於て専ら是れが事業進行に努め漸く大正九年に至り大体終了するこ
とを得たり今其測量の方法と臺帳調製の狀況とを述べて参考に資せんとす

◎測量 測量の受負者に就ては種々苦心に苦心を重ね協議に協議を凝したる結果兎に角試
測として本郡四郷村大字麥谷の一部を測量することに決し東京市京橋區銀座三丁目五番
地合名會社玉屋商店代表者宮田藤左衛門并に東京府豊多摩郡千駄谷町大字原宿中堀幾三
郎の二名に 料金測点一点に付貳拾錢の約定にて之を請負はしめ明治四十三年七月着手
全四十四年七月試測終了したり然れども前記の如き料金を要するものとして打算せば一
町歩に對する料金は非常に多額に上り到底經濟上許されざる處なるを以て更に請負者に
就き夫是選衡の結果東京市赤阪區溜池町林業協會に全部請負はしむることに決定し明治

四十三年十月初旬着手し數組の測量員各林地に入りて地主及地上権者又は代理者の立會
を得て測量をなし林業協會よりは理事森壬五郎氏折々現場に出張監督せられ又山林會よ
りも時々技術員を派遣して監督に努めたり

測量は前記の如く明治四十三年十月着手したるが地元に於て關係者の協議纏らざる爲め
進行を妨げたる向も尠からず又境界線の紛争或は地上権者の準備不整頓其他種々なる故
障を免れず是等に就ては測量員をして解決に努めしめたるも多數の内には種々事情の存
するあり爲に止むを得ざるものに對しては山林會より書記を派遣して仲裁を試みたるも
あり亦山林會出張事務所に關係者を召喚して解決をなしたるもあり爲に尠からざる手數
を要したるも幸に裁判沙汰にも至らずして境界線の解決を告げ得たるは幸のことなりと
す

◎測量圖簿檢定 測量圖簿の檢定に付ては山林會に數名の技術員を置き左記方法により精
密之を執行したり

(イ)圖簿檢定 野帳は各測点毎に方位角、高低角、正反兩位及距離并水平距離誤算の有無

を點檢し而して後原圖と對照し一々精密檢査を行ひ製圖誤謬の有無を檢し若不備ありたるときは一々付箋を以て其箇所を指摘し再調訂正せしめ完全を期することに努めたり

(ロ) 實地檢定 各大字毎に筆數の多寡により適宜檢定ヶ所を撰定し前の測線に従ひ實測を行ひ圖形及面積を比較對照し以て測量の正否其精密度の檢定をなし若著しき誤謬あるものは又は不正確と認むるものは其ヶ所を指摘し再測を命じ以て正確を圖りたり

◎製圖 測量員に於て外業を終りたるときは野帳により夫々原圖を調製し共に一旦東京林業協會に提出し大体の檢査を経て其上本會に提出せしめ前項に述ぶる方法により一々綿密なる檢定を行ひ其正確なるを認めたる上に於て初て製圖に着手せしむることゝす而して其圖面は地番内に地上權の分界を記入せる圖面(是れを地番圖と名く)及各地上權地を圖示せる圖面(是れを一筆圖と名く)并に各團地に地番を記入したる圖面(是れを團地圖又は大字限圖と名く)を調製せしめ一筆圖は各地上權者に地番圖并團地圖は當該町村役場并に登記所に備付することゝなしたり

◎立木臺帳 立木臺帳は左記方法により山林會に於て數名の事務員を招聘し専心是れに従事せしめたるが地上權者に於ては材料の提出なさざるもの多々ありたる爲尠からざる手數と日數等を費し隨て意の如く進捗せざりしも種々苦心の末漸く大体終了することを得たり

(イ) 調製の方法 測量請負者より測量圖簿の提出を待ち直に各地上權者に材料用紙を送付し之を記入提出方を照會し其提出を待ち順次臺帳を調製するものにして其調製に先ち稅務署に於て地番字反別等の對照を行ひ若疑問の点あらば地上權者或は看守人に糾し或は當該町村役場又は登記所に照會し調査をなす等種々の方面により正確を期することに努めたり而して前項の如く材料の調査をなし調製したる臺帳は更に嚴密なる校閲を経て錯誤粗漏を防ぐことに努めたり

第 一 號		地 在 所	地 目 別	樹 種	量 數	樹 齡	調 査 年 月	事 項	代 地	同 存 期	土 地 權 利	立 木 登 記 番 號	所 有 者
立木臺帳 甲		大和國吉野郡川上村 大字迫字狼谷百番地ノ内第二號 小字(又ハ通稱太郎兵衛山)	山林臺帳反別拾町歩ノ内五反歩 實測反別參町歩	杉	本數 參萬本 材積 五千床(又ハ五千尺)	三十年生	明治四十三年七月	立木保存登記簿ノ旨通知アリタリ 明治何年何月何日何登記所ヨリ立木保存登記簿ノ旨通知アリタリ 却又ハ讓渡若シテ競落ノ旨何登記所ヨリ通知アリタリ 明治何年何月何日何登記所ヨリ通知アリタリ 何號ニ移シタルニヨリ抹消ス 明治何年何月何日何登記所ヨリ抹消ス 第何號ニ移シタルニヨリ抹消ス	皆伐 移間全賣 年轉伐全買 十二末全價格 月日全百分 金何拾分ノ 錢二	明治四十年ヨリ向フ何十年間	地上權	第百二十五號	大和國吉野郡川上村大字迫百番屋敷 甲 村 一 郎

(ロ) 交付方法 完成したる臺帳は圖面と共に各地上權者に送付し若不備誤謬の点あらば一定の期間内に申出でしむることとし其期間内に何等申出なきときは完全の者と認當該

町村役場并區長に引繼をなし又圖面も町村役場并に登記所に引繼をなしたり

以上の方法により測量をなしたるヶ所は約二万三千筆にして地上權の大半は測量を了したる状態にあり而して面積は約二万一千町歩即平均一筆九反歩強なるが公簿反別に比較するに中には臺帳反別の二十數倍せるものあれども平均は約三倍半に増加せる計算にあり而して此地上權林地測量の爲め今後屢々起るべき境界線紛争は大に除却し得らるゝ事となり本郡林業界の爲には誠に喜ぶべきことなりとす

第八章 吉野林業に關する諸統計

民有々租地反別		最近調査					
町村名	田	畑	宅地	山林	原野	其他	計
上市町	七、四反	三七、六反	九、二反	三九、九反	三、三反		九七、四反

下北山村	五一、九	六八、三	一八、八	七、五三九、七	一六、三		七、六九五、〇
上北山村	一二、三	二六、八	七、九	八一、八八五、八			一一、九三二、八
川上村	六、四	一三一、四	三六、四	一三、二四三、〇	一一、四	一、二	一三、四三〇、八
中莊村	一五、九	七七、三	一一、一	四六一、二	八、七		五七四、二
國樑村	一五、八	六五、六	一四、一	四二四、七	九、〇		五二九、二
小川村	一〇、〇	八三、三	一七、三	一、三四五、四	五、二	一	一、四六一、三
四郷村	七、九	五〇、九	一一、三	一、八六三、三	二、九	一	一、九三六、四
高見村	五五、四	七八、九	一三、一	三、三二〇、二	一八、三		三、四八五、九
上龍門村	一二六、三	七一、二	九、五	三五二、〇	七、四		五六六、四
中龍門村	九五、八	七六、三	一一、一	八三四、一	一一、七		一、〇二九、〇
龍門村	一五九、四	一〇一、六	一六、二	九二五、〇	一一、八	一	一、二一四、一
合計	一、八七八、二三、二一六、八	四五一、四八八、九一七、一	五三四、四	二〇	九四、九九九、九		

吉野村	九〇、三	一二二、三	一七、八	六六七、五	二、三	一	九〇〇、三
大淀町	三八六、九	二七四、九	三八、二	七五三、四	一六、七	三	一、四七〇、四
下市町	二一四、六	二五五、八	三六、二	七七八、四	八、三		一、二九三、三
秋野村	四四、九	八八、八	八、二	五〇二、七	六、六		六五一、二
黒瀧村	四〇、七	九〇、五	一九、九	二、四七九、〇	八、五		二、六三八、六
丹生村	二五、一	一一〇、四	九、七	六九七、三	九、六		八五二、一
白銀村	八三、三	二五八、四	一八、〇	五四七、九	一五、〇		九二二、六
賀名生村	四〇、三	一三〇、五	一一、一	四〇五、六	五、三	一	五九二、九
宗檜村	四〇、六	二六二、六	二〇、六	一、二〇三、九	一三、三		一、五四一、〇
天川村	五〇、二	一一〇、三	一六、八	六、五五〇、九	二五、七		六、七六三、九
野迫川村	六八、五	三九、八	一一、七	一、九六〇、〇			二、〇八〇、〇
大塔村	二二、八	九六、七	一〇、六	三、八九七、六	二七、七		四、〇五五、四
十津川村	二〇五、五	四九六、六	五六、六	二六、二三八、六	二八八、四		二七、二八五、七

河川ノ脈絡

名稱	水源及流末	支川	水源及流末	支川經過距離			
三	吉野川	源ヲ大壑ヶ原山ニ發シ西ニ流ルルコト凡ソ三十五里ニシテ紀伊國和歌山港ニ注グ	大天井ヶ嶽ヨリ發シ黒瀧・丹生・賀名生等ヲ經テ字智村ニ至ル	里丁 7.24			
			高見山水梨山ニ發シ國樫村大字新子ニ至ル	5.26			
			大塔村佛經ヶ岳ニ發シ全村字井ニ至ル	5.00			
			野迫川村弓手原ニ發シ十津川村大字長殿ニ至ル	3.24			
			十津川村佛生ヶ岳ニ發シ全村大字旭ニ至ル	3.20			
			十津川村護摩ノ峯ニ發シ全村川津ニ至ル	6.00			
			十津川村釋迦ヶ嶽ヨリ發シ全村瀧川ニ至ル	4.00			
			十津川村笠捨山、白谷山ニ發シ全村折立ニ至ル	3.20			
			十津川村追西川ニ發シ全村大字桑畑ニ至ル	5.30			
			上北山村大壑ヶ原山ニ發シ下北山村字大瀨ニ至ル	5.18			
大	十津川	源ヲ山上ヶ嶽ニ發シ南流スルコト凡ソ四十四里ニシテ紀伊國宮井ニ至リ北山川ニ合シ新宮港ニ注グ	旭川	3.20			
			寒ノ川	6.00			
			瀧川	4.00			
			小川	3.20			
			西川	5.30			
			川	北山川	源ヲ大壑ヶ原山及伯母ヶ峰ニ發シ南流スルコト二十餘里ニシテ紀伊ノ國宮井ニ至リ十津川ノ下ニ合ス	丹生川	7.24
						小川	5.26
						小原野川	5.00
						川原通川	3.24
						旭川	3.20
寒ノ川	6.00						
瀧川	4.00						
小川	3.20						
西川	5.30						
東ノ川	5.18						

山嶽ノ位置及高度

名稱	所在町村名	海拔高度	名稱	所在町村名	海拔高度
佛經ヶ嶽	天川村 上北山村	6,320	護摩壇山	十津川村	4,521
彌山	天川村 上北山村	6,105	笠捨山	十津川村	4,464
明星ヶ嶽	大塔村 上北山村	6,069	觀ノ峰山	天川村	4,447
孔雀ヶ嶽	十津川村 下北山村	6,009	伯母子岳	十津川村 野迫川村	4,420
佛生ヶ嶽	十津川村 上北山村	5,957	伯母ヶ峰	川上村	4,181
釋迦ヶ嶽	下北山村 十津川村	5,939	高見山	高見村	4,122
大善賢ヶ岳	川上村 天北山村	5,875	四寸岩山	黒瀧村 川上村	4,078
稻村ヶ嶽	天川村	5,696	牛廻山	十津川村	3,983
山上ヶ嶽	天川村	5,674	白屋岳	川上村	3,885
朝鮮ヶ岳	天川村	5,668	水ヶ峰	野迫川村	3,729
大壑ヶ原山 (日出岳)	上北山村	5,594	武士ヶ峰	宗檜村 天川村	3,673
大日ヶ岳	十津川村 下北山村	5,257	行仙ヶ岳	十津川村	3,603
行者還ヶ嶽	天川村 上北山村	5,103	玉置山	十津川村	3,553
國見ヶ岳	天川村	4,973	龍門岳	龍門村 中龍門村	2,984
大天井ヶ岳	川上村 天黒瀧村	4,973	柚野山	宗檜村	2,805
白髮岳	川上村	4,549	櫃ヶ岳	丹生村 宗檜村	2,587
			銀峰山	白銀村	2,020

瀑布

名稱	高さ	幅	所在地名	水源	流末
龍門瀑	120	12	龍門村大字山口	龍門村大字山口龍門岳	龍門村大字山口岳川
黒瀑	650	15	大塔村大字篠原	大塔村大字篠原地獄谷	大塔村大字篠原母ノ川
大瀑	720	10	下北山村大字前鬼	下北山村釋迦ヶ岳	下北山村前鬼川
蜻蛉瀑	180	10	川上村大字西河	川上村大字西河峯山	川上村吉野川

泉

名稱	所屬地名	溫度	泉質	主治
藥師湯	川上村入ノ波	90	鐵硫黃炭酸鹽	黴毒、腫物、子宮症、負傷、衰弱
菊松宿湯	全	65	炭酸硫黃鹽	全上
湯泉地湯	十津川村武藏	110	硫化素硫酸	腫物、切症
下湯	全 平谷村	90	全	全
吉野湯	吉野村吉野山	29	冷鐵石灰炭酸	貧血、神經痛、子宮病、皮膚病

瀑布

名稱	高さ	幅	所在地名	水源	流末
雙門ノ瀧	270	12	天川村大字北角	天川村大字北角彌山	天川村天ノ川
七面瀑	350	18	全 村大字和田	全村大字和田瀧山	全
柴流瀑	400	13	全 村大字籠山	全村大字籠山白井谷	全
七腰瀑	300	18	高見村大字木津	高見村大字木津横谷山	高見村木津川
琵琶ノ瀑	400	8	川上村大字下多古	金峰山中長尾山	川上村大字下多古川
大臺東ノ瀑	400	48	上北山村大字小椽	大臺ヶ原山	下北山村北山川
大臺中ノ瀑	810	60	全	全	全
大臺西ノ瀑	600	40	全	全	全
岩井谷瀑	500	30	上北山村大字白川	上北山村大字白井岩井谷	上北山村北山川
白瀑	200	30	宗檜村大字西野	宗檜村大字西野市原谷	宗檜村宗川
布引瀑	720	240	十津川村大字旭	十津川村大字旭布引山	十津川村十津川
小森谷瀑	300	15	全 村大字小原	十津川村大字小原中尾谷山	全
九鬼瀑	315	35	全 村大字檜原	全上キワダノ森	全
十二人瀑	1000	30	全 村大字七色	全村大字七色無緒山	全
篠原瀑	550	10	大塔村大字篠原	大塔村大字篠原瀧谷	大塔村大字篠原舟ノ川

造林用苗木

二四八

樹種	大正八年		大正七年		大正六年	
	面積	數量	面積	數量	面積	數量
杉	二四、〇五六、八五三	本	一一、三二七、九五二	本	一〇、〇五六、二七〇	本
檜	一四、四四四、五六四		六、四六八、四九〇		八、五五〇、二四〇	
松	一〇七、七〇〇		六八、八〇〇		一六、〇〇〇	
樟					二〇、〇〇〇	
櫟					九〇〇	
樺	一、〇〇〇		一三、〇〇〇		五、二〇〇	
栗					五、〇〇〇	
櫟	三八、六八〇		二八四、八五〇		二三〇、二〇〇	
其他	三、二〇〇		三七、五〇〇		三一、五二〇	
計	三八、六五一、九九七		一八、二〇〇、五九二		一八、八九七、三三〇	
苗圃面積	一一九、三二七	坪	一〇九、三七一	坪	二七、一四四	坪

民有林野造林植栽

樹種	大正八年		大正七年		大正六年	
	面積	數量	面積	數量	面積	數量
杉	四二、〇六	反	二九四、〇	反	三六三、七	反
檜	三三、六		一三、四		一七八、四	
松	五		五		一	
樟						
櫟	一、五		一		二	
樺	三、三		一一、二		八	
其他					六	
合計	五五九、五		四三〇、二		五五一、四	

二四九

加工用材類

二五〇

種類	大正八年		大正七年		大正六年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
丸材	五五四、七六七	二、七六六、三四	四六二、三三八	二、一〇〇、二七	三九二、八七	一、二七五、二九
角材	四七、二六九	二五二、三三八	六九、五二五	三五四、一八五	九九、八〇〇	三七、六五〇
挽材	二九、九四六	六四、六五五	三六、九三〇	七五、五二〇	四九、七三三	三〇、二六二
板類	五二、〇一七	七四五、二二三	五四六、六六四	五九八、二四	五二、七四	三四〇、三五三
鐵道枕木	三、三五四	三、六八九	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三三〇	七六
酒桶用材	二六、六二六	三五九、三二六	一九、三六六	二三六、七三五	二〇、一八八	一三〇、二七八
樽丸等 _木 含 _ム	三三、九二〇	一、三五五、三三〇	三三六、六六八	一、〇五四、八九三	一八九、三九	五二七、八五五
曲輪	三、三〇〇	一四、八五〇	三、〇〇〇	一五、三〇〇	三、四三〇	一三、七二〇
包裝箱	二五三、五四五	一〇三、八二八	二五三、七五	一〇一、九五	三、〇〇〇	六〇〇
車輪用材	二四	一五六	二五	一五〇	三	一七〇
下駄材	六、三四〇	三六、三四一	八、六〇一	五二、三六八	三、八一	一七、九三六

種類	大正八年		大正七年		大正六年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
洋傘柄材	五、〇六〇	一一、四八二	二六、二〇六	二、九四七	七、七四三	六、九七〇
經木	—	—	四五〇、〇〇〇	二、一五〇	三〇〇、〇〇〇	一、三五三
木皮丸	二二、九八〇	一三、三〇〇	二九、二〇〇	三三、〇八〇	六、九二〇	九、三七八
其他	—	七、六一五	—	一三、二一六	—	—
合計	—	五、七〇四、二六六	—	四、六〇〇、七六〇	—	二、七六、五四三

二五一

林野産物

二五二

種別	大正八年		大正七年		大正六年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
杉種子	三五〇 <small>石</small>	一四、一三 <small>円</small>	二八九 <small>石</small>	二五、二六 <small>円</small>	四九九 <small>石</small>	二七、六三 <small>円</small>
檜種子	三三七	九、五四 <small>円</small>	三三三	二八、〇〇	八三	四、二五
櫟種子	三	三	二	一六	六	三九
其他						
栗	一三〇 <small>石</small>	二、八五	一五〇 <small>石</small>	二、五二	二二三 <small>石</small>	一、七九九
杉皮	二五七、八六 <small>坪</small>	六四、六一	二四八、一九〇 <small>坪</small>	四四、三七	二六八、三三五 <small>坪</small>	三九、〇八三
檜皮	七、五八三	一七、八七	五九、〇八三	二、八八九	五八、〇六七	八、六五八
棕櫚皮	四、八三五 <small>斤</small>	八、七八	一〇〇、四九三 <small>斤</small>	一〇、三三	二五、一七〇 <small>斤</small>	七、七六〇
竹皮	六、一四九 <small>貫</small>	二、八五八	五、六九七 <small>貫</small>	二、四三七	一四、八七三 <small>貫</small>	二、八八八
雜草	二、九三二、七五七	一九六、四八	一、二二七、一八〇	五二、三二八	五八五、五七四	三五、〇五六
藤	三、〇六五 <small>束</small>	四、三五五	四、五七六 <small>束</small>	四、四八二	三、二四九 <small>束</small>	二、六九九

椎茸	二、八五四 <small>貫</small>	一九、五五八	二、五八〇 <small>貫</small>	二三、一四八	一、八九五 <small>貫</small>	八、三七二
松茸	一四、九七六	一七、六二四	一六、八五五	一四、一三五	一三、八八一	九、三六五
諸菌類	六、〇九〇	三、七二九	五、〇六五	二、三三五	三、七五一	一、二〇九
木炭	一、〇七、三二九	二五六、六四	七九九、七五五	一〇、八八七	五三九、三三八	五五、七三八
五倍子	一一〇 <small>斤</small>	四八	一六八 <small>斤</small>	四七	五八〇 <small>斤</small>	一六六
松煙	一三、三八七	四、六九一	一九、〇〇〇	六、三六〇	四、七五〇	一、三二五
木タール						八〇
醋酸石灰						
獸類	四〇〇 <small>頭</small>	二、九二二	四三九 <small>頭</small>	四、五九	六三八 <small>頭</small>	二、四二五
鳥類	二、四三三 <small>羽</small>	一、六一	二、九三五 <small>羽</small>	九六一	一、七二六 <small>羽</small>	四六
自然生	七、七八〇 <small>貫</small>	二、四八三	六、七〇三 <small>貫</small>	二、五六六	五、五六五 <small>貫</small>	一、七二〇
蔬菜						
合計		六、七〇、〇一一		三五一、六五五		二一〇、六〇八

二五三

民有林伐採用材

種別	大正八年		大正七年		大正六年	
	材積	價額	材積	價額	材積	價額
杉	四四、六六七	二、一四九、六九九	四〇八、〇三七	一、六七〇、八七七	三六三、八六三	一、二六八、三三五
檜	二〇八、七七二	一、二六一、四〇〇	一四三、九三八	七七七、六三三	一八四、二四六	六〇七、一一三
松	三三、〇六一	一三六、五〇五	一八、二九八	五八、〇三六	一六、二四八	三四、四二二
樅	一三四、七九九	三七五、九四六	二二、七〇九	二四七、六九八	四七、二九五	五九、四八六
栲	一八一、〇六三	六二二、四〇二	一八六、四九二	五〇五、〇七七	六八、四七三	九四、三三三
檜	一、三九三	九、九一七	一三、七九〇	五八、五三四	七六四	二、七〇五
楡	五二七	一、五九〇	四九八	一、七五〇	一五〇	四五〇
ヨグソ	一六〇	三三三	一〇	一〇	一六七	五八五
栗	一、八二〇	五、五一九	一、一六五	三、八〇七	一、二二五	二、六〇五
檜、解	一三〇	一、〇九〇	一、五〇〇	一、一〇〇	五五〇	三三〇
桐林野以外 モノヲ含ム	一、二二三	一五、九〇三	一、三二五	八、四九二	一、五六三	一五、九三三

民有林伐採薪炭材

種別	大正八年		大正七年		大正六年	
	材積	價額	材積	價額	材積	價額
合計	一、〇七三、三五五	四、六七七、三九九	八八七、七九二	三、三四三、二〇七	七〇四、五五三	一、九六六、〇七四
其他	二元、八九九	一〇六、八八七	四〇	九五		

民有林伐採竹材

種別	大正八年		大正七年		大正六年	
	材積	價額	材積	價額	材積	價額
櫟厚皮櫟	七、八三三	六四、七四九	四、三三六	二九、一七二	三、八三三	二〇、九四九
諸	七、八六〇	五五、九〇八	二、〇〇七	八、四六六	三、〇六二	一三、三三八
其他	四一、四八三	三九、六五五	五五、一七九	二三八、八五九	七五、一五三	一四三、五四五
合計	五七、一七五	三五〇、三二二	六一、五三三	二七六、四九六	八二、〇四七	一七七、八三三

種別	大正八年		大正七年		大正六年	
	材積	價額	材積	價額	材積	價額
竹材	一〇、六〇九	一五、三三三	九、四七〇	一三、一六〇	一三、五二六	一〇、六三五

民有林野面積定期調査

大正八年十二月末日現在

二五六

種類	面積									
	縣	郡	市	町村	部落	其他ノ團體有	計	神社有	寺院有	計
土地臺帳面積	四六、四	一〇三、六	—	三、六一、九	一六、八三、七	三七四、三	三〇、九九、九	二六〇、八	二〇三、一	四六三、九
	針葉樹林	—	—	—	—	—	六六、三三、〇〇六、〇	—	—	—
見	—	—	—	—	—	—	八、九七、七	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	二、四八〇、九二一、〇三五、五	—	—	—
木	—	—	—	—	—	—	二、四九〇、〇	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	八、八四、八	—	—	—
込	—	—	—	—	—	—	四、五	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	二、八五、五	—	—	—
地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
面	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

種類	面積
私	六七、六〇、九
合	八九、〇〇、七
計	五三四、六八九、五四〇、三
計	五〇七、五
計	二、九六八、七二一、七六、二
計	四七、七
計	一六、八
計	一、八六、八
計	一三五、〇〇、二

賃金表

(小川村)

種類	明治四十三年		明治四十四年		大正元年		大正二年		大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年		大正八年	
	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積	種類	面積
權丸製材	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
皮剥キ	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、八〇
皆伐	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、八〇
間伐	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、八〇
枝打	八〇	八〇	八〇	八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、三〇
下刈(憂切)	五五	六〇	六〇	六五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、三〇
植付ケ	五五	六〇	六五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、三〇
地明ケ	五五	六〇	六五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、三〇

二五七

種年次	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
桶木製材	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	四、〇〇	四、〇〇
木馬											
修羅	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、五〇
肩持	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、五〇
管流シ											
笹流シ	六〇	六〇	七五	七五	八〇	八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、二〇	一、五〇	一、五五
杉檜採取	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
丸太磨キ	五五	六〇	六五	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一、一〇	一、三〇

備考 本表ハ労働者一日ノ賃金ヲ示ス

賃金表

(川上村)

種年次	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
地明ヶ	六五	六五	七五	七五	七五	六五	七〇	八五	九五	二、〇〇	二、〇〇
植付ヶ	六〇	六〇	七〇	七〇	七〇	六〇	六五	八〇	九〇	一、五〇	二、〇〇
下刈 (蔓切)	六〇	六〇	七〇	七〇	七〇	六〇	六五	八〇	九〇	一、八〇	二、〇〇
枝打	七五	七五	八五	八五	八五	七五	八〇	一、〇〇	一、二〇	三、〇〇	三、〇〇
間伐	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	七〇	七五	一、〇〇	一、二〇	二、五〇	三、〇〇
皆伐	八〇	八〇	九〇	九〇	九〇	八〇	七五	一、〇〇	一、二〇	二、五〇	三、〇〇
皮剥キ	六〇	六〇	七〇	七〇	七〇	六〇	六五	八〇	九〇	二、〇〇	二、五〇
樽丸製材	一、二〇	一、二〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、二〇	一、三〇	一、六〇	一、八〇	四、〇〇	三、五〇
桶木製材	一、二〇	一、二〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、二〇	一、三〇	一、六〇	一、八〇	四、〇〇	三、五〇
木馬	一、五〇	一、五〇	一、七〇	一、七〇	一、七五	一、五〇	一、六〇	二、〇〇	二、五〇	五、五〇	五、〇〇
修羅	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	七〇	七五	九五	一、一〇	二、五〇	二、〇〇

丸太磨キ	六〇	六〇	七〇	七〇	七〇	六〇	六五	八〇	九〇	九〇	二、〇〇	二、〇〇
杉檜採取	一、〇〇	一、〇〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇五	一、五〇	一、八〇	一、八〇	四、〇〇	三、〇〇
篠流シ	一、〇〇	一、〇〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、〇〇	一、一〇	一、五〇	一、八〇	一、八〇	四、〇〇	三、〇〇
管流シ	七〇	七〇	八〇	八〇	八〇	七〇	七五	九五	一、一〇	一、一〇	二、五〇	二、〇〇
肩上持	八〇	八〇	九〇	九〇	九〇	八〇	八五	一、一〇	一、二〇	一、二〇	三、〇〇	二、五〇

備考 本表ハ労働者一日ノ賃金ヲ示ス

第九章 吉野林業地の教育

第一、奈良縣立農林學校（所在地 吉野郡大淀町大字下淵）

一、開校年月日 明治三十五年四月十五日

二、各科別學科目

▲農科

學科	學年別	第一學年			第二學年			第三學年		
		授時數	科目	授時數	科目	授時數	科目	授時數	科目	授時數
修身	一	一	人倫道德ノ要旨	一	全上	一	全上	一	全上	
讀書及作文	六	六	讀書、作文	三	全上	三	全上	三	全上	
數學	五	五	算術、代數	四	代數幾何	二	幾何	二	幾何	
物理及氣象				二	物理大意	一	氣象學大意	一	氣象學大意	
化學				二	無機化學	二	有機化學	二	有機化學	
博物	五		植物、動物、人身生理	一	植物生理					
經濟及法規						三	農業經濟簿記 農業ニ關スル法規	三	農業經濟簿記 農業ニ關スル法規	
土壤及肥料				三	土壤肥料	二	土地改良測量	二	土地改良測量	
作物及園藝	三		作物概論蔬菜	三	普通作物蔬菜	三	特用作物果樹	三	特用作物果樹	
病蟲害				二	昆蟲	二	植物病理	二	植物病理	
畜産				二	飼育各論	二	總論	二	總論	
養蠶	二		栽桑飼育		飼育、蠶體解剖 生理病理	二	蠶絲法大意蠶種論 蠶業汎論	二	蠶絲法大意蠶種論 蠶業汎論	

實	習	無定時	無定時	無定時
---	---	-----	-----	-----

▲豫科

學科目	每週授時數	程	度
修身	一	人倫道德ノ要旨	
國語	一〇	讀書、作文、習字	
算術	六	比例、歩合算、利息算、開平、開立	
歴史及地理	五	日本歴史、外國地理	
理科	四	博物、物理、化學ノ大要	
圖畫	二	自在畫、用器畫	
体操	二	普通体操、兵式体操	
計	三〇		

三、生徒數 收容人員二百八十名なり

四、演習林及農場の現状

(イ) 農場

總面積 二町五反三畝七步

水田 八反九畝步

畑 一町六反四畝七步

農場は之れを家族田、家族畑、各年級擔當田、果樹園、蔬菜見本園、普通作物見本園、特用作物見本園、蔬菜園、茶園、桑園、苗床其他に分ち各種作物の見本試作試験等をなさしめつゝ、あり殊に家族田又は畑に於ては縣下重要作物を試作せしめ生徒の協力實地經營上の才能を養成するに力めつゝあり

(ロ) 苗圃

一町一反八畝八步

之を十八個の圃場に區分し杉檜黒松赤松櫻樟梧桐樺等を育成す

(ハ) 演習林

一、校内演習林

面積 一町六反五畝二十九步

内 一町三反一畝六步 薪炭林

主として櫟檜樅等の萌芽更新を行ひ毎年製炭實習材料として二千貫宛輪伐し伐木製炭の方法を實習せしむ

○一反一畝七步 見本林

見本林木六十餘種を植栽す

○五畝十九步 竹林

苦竹、淡竹を養成す

(ニ) 孟宗竹林

面積 三畝十一步

(ホ) 戦捷記念林

吉野郡大淀町大字下淵車坂にあり其設置の由來を尋ぬるに我吉野郡は本邦に於ける林業地として其施設經營の頗る見るべきものあるに不拘其關門たる車坂近傍に於ける荒廢禿緒の狀況は一の汚点を印するものと稱す可く本郡に入る者をして未だ其堂内に入らざる前に於て其門牆の甚だ破壊せるを感せしめ其堂奥を極むるに至りて始めて吉野林業の價值を知るべしと雖も一度は意外の歎に堪わざるを以て此處に適樹を植栽して相當の美觀を呈せしめんとは本校創立當時よりの懸案なりしが明治三十七八年戰役の大勝の結果氣運愈々熟し三十八年四月九日本校と下淵區民との間に左の要項に依り實行せられたり即ち

一、戦勝記念林トナスコト

一、赤松苗木ハ學校ヨリ供給シ土地ハ下淵區ヨリ提出スルコト

一、學校職員、生徒及下淵區民ト共同植栽スルコト

一、伐採ノ際ニ於ケル收益ハ學校ト下淵區民ト之ヲ平分スルコト

一、山守ハ山元近傍ノ下淵區民ニ無償委託ノコト

爾來年を経る事十四星霜當年瘠惡荒廢の禿山も今や緑の衣を纏ひ荒廢地復舊の實を擧ぐるに至れり

(へ) 洞川麥谷演習林

洞川演習林

三十八町二畝二十五歩 (天川村大字洞川)

麥谷演習林

四十七町八反歩 (四郷村大字麥谷)

計 八十五町八反二畝二十五歩

右二ヶ所は明治三十五年より百ヶ年間の地上權を設定し明治三十七年以後毎年平均五町三反六畝歩宛を植栽し大正八年度に於て全部の植栽を終へたり

植栽の樹種は主として杉扁柏、落葉松、花柏等にして現時大なる部分は直徑平均四寸樹高八間に達せり實習は主として林科二年三年級の生徒に課し左の條項を實驗修得せしめつゝあり

一、植付季節

一、植付の方法

一、植付の位置を定むる方法

一、下刈の方法

一、枝打間伐の方法

一、地明の方法

(ト) 川迫川演習林(天川村大字北角)

右は大正八年より向ふ百ヶ年間の地上權を設定し面積壹百町歩を有す

五、林科と吉野林業との關係

本校は農業學校規定甲種の程度に仍り農業及林業上須要なる學理と實務に堪能なる人物を養成するものにて其組織は一年より農科と林科とに別れ別に豫科と選科との設あり中にも林科は林業の先進地たる當吉野郡に設立せられたるため他府縣の夫れよりは程度も設備も稍々完全し教科の中にも吉野林業なる科目特設せられて平素之が研究を

怠らざるが故に吉野林業視察の爲本郡に入る東西の官吏實業家その他専門の學生生徒は修學旅行として林業視察の途次往復の際本校に立寄りざるものなく、これがため本校職員及生徒は或は吉野林業の案内に出掛け又は校内の設備苗圃實習林の説明等に應接し一面社會に向つて吉野林業を紹介するの媒を爲しつゝあり

前記吉野の門戸を飾るべく戦捷紀念林を設置せしが如きも實に之が趣意を表現せるものなり

本校には又卒業生と在校生との組織せる校友會ありて其文藝部より發行する農林新報は題號に於て表示せる如く農林に關する論說記事を掲げ以て斯業に携る人々の伴侶と爲し居れり

吉野林業が此紙を通じて社會に紹介せらるゝ事も亦決して尠からず

第二、奈良縣吉野工業學校

◎位 置 奈良縣吉野郡吉野村大字飯貝

◎創立年月日 明治三十七年四月一日

◎沿革

明治三十七年四月一日吉野郡立吉野實業學校として設置認可建築、指物の二科を設く
(修業年限三ヶ年)

全四十二年四月六日 學則を改正し修業年限を四ヶ年に改む

全四十四年四月一日 建築科を廢す

全四十五年四月一日 漆工を増設し指物科生徒をして兼修せしむ

大正七年一月十一日 玩具工場に電動機設備す

大正九年四月一日 本校組織變更と同時に校名を奈良縣吉野工業學校と改稱し豫科
(二ヶ年)本科(建築、工藝の二科に分つ)三ヶ年の二科を設け甲種程度の工業學校に昇格す

◎ 奈良縣吉野工業學校學則

第一章 總 則

第一條 本校ハ工業學校規定ニ依リ工業ニ從事セントスルモノニ須要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二條 本校ニハ豫科、本科、ノ二科ヲ置ク

第三條 本科ヲ分チテ建築科、工藝科ノ二科トス

第四條 省 畧

第五條 修業年限ハ豫科ニケ年本科三ケ年トス

第六條 生徒定員ハ豫科百名本科百五十名トス

第二章 教科課程及教授時數

第七條 教科課程竝ニ每週教授時數ハ別表ニ依ル

第三章 省 略

第四章 入學、休學及退學

第十二條 第十三條省畧

第十四條 入學セントスルモノハ品行方正、身體健全ニシテ左記ノ資格ヲ具フルヲ要ス

一、豫科ハ年齡十二年以上ニシテ尋常小學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

二、本科ハ本校豫科修了ノ者又ハ年齡滿十四年以上ニシテ高等小學校ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

右學力檢定ハ修業年限ニケ年高等小學校卒業程度ニ依リ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ之ヲ行フ

第十五條 入學志願者數募集人員ニ超過シタル時ハ選抜試験ヲ行フ但當該卒業學校長ノ優等ノ証明アルモノニハ特ニ選抜試験ヲ行ハザルコトアルベシ

第十六條 選抜試験ノ學科目左ノ如シ

豫科 國語、算術、理科

本科 國語、數學、英語、理科、圖畫、地理、歴史

第十七條 學科課程ノ類似ナル他ノ工業學校ヨリ轉學セントスルモノアル時ハ缺員アル場

合ニ限リ檢定ノ上相當學年ニ編入スルコトアルベシ

第十八條 入學志願者ハ入學願書(第一號様式)ニ履歷書(第二號様式)ヲ添ヘ差出スベシ

第十九條 第二十條、第二十一條第二十二條第二十三條省畧

第五章 省 畧

第六章 授業料

第二十七條 授業料ハ左ノ區別ニ從ヒ指定ノ日ニ於テ其全額ヲ納ムベシ

豫科

郡内出身者 一ヶ月金 五拾錢
郡外出身者 一ヶ月金 七拾五錢

本科

郡内出身者 一ヶ月金 壹圓
郡外出身者 一ヶ月金 壹圓五拾錢

第二十八條 第二十九條省畧

第七章 省 畧

第八章 寄宿舎

第三十三條 寄宿舎ニハ人員ヲ限リ志望ニヨリ入舎セシム

第三十四條 第三十五條省畧

◎ 教科課程竝ニ每週教授時數

△ 豫科之部

教科目	時數	每週	教科目	時數	每週
修身	一	學年	修身	一	全上
國語	六	普通文講讀作文習字	國語	六	全上及漢文講讀

算術	六	工業上必要ナル計算	算術	六	全上
地歴	三	本邦地理歴史ノ大要	地歴	三	外國地理歴史ノ大要
理科	三	物理學ノ大要 動植物學	理科	三	化學ノ大要 礦物 生理 衛生學
圖畫	三	自在畫、用器畫	圖畫	三	全上
英語	六	譯讀、習字	英語	六	全上
体操	二	体操教練	体操	二	全上
計	三〇		計	三〇	

△本科教科表
○建築科

教科目	時數	每週	第一學年	時數	每週	第二學年	時數	每週	第三學年
修身	一	道徳ノ要旨	一	全上	一	全上			
國語漢文	三	讀書、作文	三	全上	三	全上			
英語	五	譯讀	四	全上	三	全上			

數學	五	算術二 代數二 平面幾何一	三	代數二 平面立體幾何一	三	代數二 三角一
物理	一	力、水、氣體、音熱	一	光、磁氣、電氣		
化學	二	無機、有機				
圖畫	四	自在畫 用器畫	二	自在畫		
家屋構造	三	日本、西洋建築ノ構造ノ全般	三	全上	三	全上
建築材料	一	建築用各種材料	一	全上		
應用力學			一	材料力學	二	構造強弱
規矩法			二	日本及西洋建築ノ曲尺使用原理		
測量					一	平面測量 高底測量
室內裝飾					一	和洋建築室內裝飾
特別講義			一	特種建築及衛生建築	二	建築ニ關スル諸法規
施工法			一	仕様見積及設計監督	一	全上
建築歴史			一	東洋 西洋 建築沿革		

工業經濟	實習	一二	製圖實習實驗
體操	二	教練体操	一三全上
計	三九		二全上
			一六全上
			一工場經濟及商事要項

○工藝科

教科目	每週時數	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	道德ノ要旨	一全上	一全上
國語漢文	三	讀書、作文	三全上	三全上
英語	五	譯讀	四全上	三全上
數學	五	算術二、代數二、平面幾何一	三代數二、平面立体幾何一	三代數二、三角一
物理學	一	力、水、氣體。音熱	一光、磁氣、電氣	
化學	二	無機、有機		

教科目	每週時數	第一學年	第二學年	第三學年
圖畫	四	自在畫 二	自在畫 二	東洋工藝史 西洋
圖案法 工藝史			一般圖案法	東洋工藝史 西洋
木材工藝			曲木、ウエニヤ、木雜嵌製材其他	全上
室內裝飾法			建築ノ一般	和洋室內裝飾
特別講義				二全上
塗料	一	西洋塗料 ワニス ペイント 其他	日本塗料 各種下地 各漆塗	材料強弱學
應用力學				材料強弱學
工具及木工機械	一	工具	木工機械	
工作方法	一	部分的工作法	家具及工藝品製作法	家具及工藝品、木製機械製作見積
材料	一	木材	雜	
工業經濟				工場經濟商事要項
實習	一二	一般家具實習製圖	日本家具、建具、挽物實習製圖	洋家具、木雜嵌、玩具彫刻其他實習製圖
體操	二	教練、体操	全上	全上

計	三九	三九	三九
---	----	----	----

◎ 本校卒業生の特典

本校は他の中等學校と同じく卒業後は一年志願兵及判任文官たるの特典を有する外同種の高等専門學校へ入學の資格を有す

◎ 本校の有する地の利

本校の所在地たる吉野郡は天下無比の林業地なるを以て實習用材料の豊富なることは勿論生徒の見學上多大の至便を有すること亦特筆すべきことなりとす

◎ 吉野林業と本校

本郡はその第一位の生産物たる木材は之を郡外に移出するものなるが今郡内に於てこの原料に加工して貴重なる工藝品となし或は又その他の有用なる利用の方法を攻究するは之れ即ち本郡をし林業上生産利用両方面の兼備を計るものにしてやがて本郡の福利を増進すべき次第ならざるべからず。この故を以て本校の存在は吉野郡の發展を促すに多大の貢獻を

なすものにして本校使命の重大なる所以なりとす

第三、小 學 校

本郡は交通不便の土地なるを以て多數の小學校を有す即ち

- 尋常小學校 一〇〇
- 尋常高等小學校 三九
- 高等小學校 三

斯く多數の小學校を有すれども奥地に至れば八九才の學童にして尙數里の遠道を日々通學しつゝあるを見るなり而して就學歩合は九十六%を示せり

茲に特筆すべきは上市町北村又左衛門氏經營の川上村奥入之波小學校にして大臺ヶ原山の麓に位し北村氏經營の山林事業に従事せるものゝ子弟のために設立せるものなり而して必要なる經費の一切は同氏より川上村に寄附し名義は村立たり

人若し吉野林業視察に來らば足を延して大臺ヶ原山を究むると共に途中足を本校に止め特異なる狀況を視察するも亦參考とならむ

大正十年七月一日印刷

大正十年七月二十日發行

【非賣品】

編輯
行人兼

吉野郡役所

奈良縣吉野郡上市町

印刷所

吉野印刷所

奈良縣吉野郡上市町大字上市百七番地ノ一

印刷人

末吉健藏

奈良縣吉野郡上市町大字上市百七番地ノ一

發行所

吉野郡役所

395
175

終

